



国空推 第 11 号
国空航 第 35 号
平成 21 年 4 月 14 日

日本トランスオーシャン航空株式会社

運送部長 仲栄真 智 殿

国土交通省航空局

監理部航空安全推進課長



技術部運航課長



危険物の不適切な輸送について（嚴重注意）

平成 21 年 3 月 21 日、那覇出発の貴社運航便において、爆発物（不発弾）が入った手荷物を受託し那覇から石垣まで輸送するという事態が発生した。

本件は、航空法第 86 条に抵触する行為であるとともに、航空運送事業者がその保安計画に従い確実に講ずることが義務づけられている保安検査が適切に実施されなかったものである。

爆発物の輸送の防止及び保安検査の適切な実施について、その徹底が図られず、今回このような事態が発生したことは誠に遺憾である。

3 月 24 日、貴社に対して、再発防止策を検討の上、確実な受託手荷物保安措置を図るよう指導したところであるが、3 月 26 日に実施した立入検査の結果等その後得られた情報も踏まえ、同種事案の再発防止に万全を期するため、下記の事項についてこれを実施し、その措置状況を平成 21 年 4 月 17 日までに報告されたい。

記

1. 保安検査職員に対する教育訓練について

今回、受託手荷物として輸送された不発弾は、不審な、あるいは判別のつ

きにくい金属塊として、保安検査職員は、これを開披検査の対象とすべきであった。今後、同種事案の発生を防止するため、受託手荷物検査及びハイジャック検査の保安検査職員に対する教育訓練に関し、以下の措置をとることとされたい。

- ・ 今回の事例のような腐食、変形した不発弾を含め、受託手荷物制限品、機内持込制限品又はそのおそれのあるものの種類、外観等について、徹底した教育を行うこと。
- ・ X線検査において、不審なもの、あるいは判別のつきにくいものが発見された場合には、確実に開披検査を行うよう徹底した教育を行うこと。

2. 搭乗旅客に対する受託手荷物制限品及び機内持込制限品の周知について

今回の旅客が、どのような意図を持って不発弾の入った手荷物の輸送を委託したのかは、現時点において必ずしも明らかではないが、当該不発弾が制限品であるとの認識がなく、あるいは、その事態の重大性に対する認識が希薄であったことが強く疑われる状況である。かかる状況を踏まえ、今後、同種事案の発生を防止するため、搭乗旅客に対する受託手荷物制限品及び機内持込制限品の周知に関し、以下の措置をとることとされたい。

- ・ 従来からの、受託手荷物制限品及び機内持込制限品一般に関する周知に加え、ホームページ等を通じ、不発弾（腐食、変形したものを含む。以下同じ。）を手荷物として委託し又は機内へ持ち込むことが航空法に違反する行為であることの周知を徹底すること。
- ・ 特に今回事案が発生した那覇空港を含め、不発弾が手荷物として委託され又は機内に持ち込まれる可能性が高いと判断される空港の受託手荷物検査場及びハイジャック検査場においては、不発弾の外観を示した周知媒体（ポスター等）を掲出し、不発弾を手荷物として委託し又は機内へ持ち込むことが航空法違反であることの周知を徹底すること。

以上